

JASDAQ 市場における時価総額に係る登録取消基準の見直し等について

平成 16 年 8 月 23 日
日 本 証 券 業 協 会

．見直しの趣旨

本協会では、現在、登録銘柄の登録取消基準において、時価総額が 5 億円に満たない場合で 9 か月（注）以内に 5 億円以上とまらない銘柄については、市場評価が著しく低く投資対象としてふさわしくないものと認められるため、その登録を取り消すこととしている。

しかし、株価が低位に留まり市場評価が著しく低下していると認められる登録銘柄について、登録株式数が多大である場合には、当該基準に該当しないことから、そもそも、当該基準の実効性が確保されないこととなっている。また、登録株式数が少数である場合には、当該基準の適用を受けるものの、市場の信頼性の維持及び投資家保護の観点から、登録取消のための適切な対応が必要と考えられる。

については、株価が一定期間著しく低位に留まるような市場評価を受ける登録銘柄については、現行の時価総額に係る登録取消基準に該当する登録銘柄と同様に登録取消の対象とするため、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号）等について、所要の整備を図ることとしたい。

併せて、(株)ジャスダック証券取引所の創設に伴う円滑な銘柄移行の確保の観点から、証券取引所における整理ポスト制度における取引期間と整合させるため、現行の店頭管理銘柄としての登録期間（現行、6 か月を限度）を見直すこととし、公正慣習規則第 1 号について、所要の整備を図ることとしたい。

（注）3 か月以内に事業の現状、今後の展開、事業計画の改善等の書類を提出する場合であり、当該書類を提出しない場合には 3 か月。

・見直しの概要

項 目	内 容	備 考
1．時価総額に係る登録取消基準の追加	・ 本協会が、登録銘柄の時価総額に関して登録を取り消す基準は、以下のいずれかに該当するときとする。 （イ）登録銘柄の時価総額が5億円に満たない場合において、その9か月（3か月以内に事業の現状、今後の展開、事業計画の改善等の書類を提出しない場合にあっては、3か月）以内に5億円以上とならないとき （ロ）<u>登録銘柄の時価総額が登録株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上にならないとき</u>	・ 下線部を追加することとする。 ・ 現行、登録銘柄の時価総額が基準に該当した場合でも、事業の現状、今後の展開、事業計画の改善等の書類を提出した登録銘柄の発行会社については、その経営改善の状況について投資者の評価を反映する観点から、原則9か月登録取消しを猶予しているが、今回の見直しにより追加する内容は、実質的に株価が2円を下回るような極端なケースを対象とすることを踏まえ、3か月にわたり状況が改善しない場合に登録を取り消すこととする。 ・ 下線部における「登録銘柄の時価総額」とは、月間平均時価総額及び月末時価総額（現行の基準と同じ）をいい、いずれかの額が登録株式数に2を乗じて得た数値に満たない状態となり、翌月以降3か月以内に当該数値以上とならない場合に登録を取り消すこととする。 ・ （イ）における「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善等の書類」の提出があった場合でも、（ロ）に該当する場合には、（ロ）を優先することとする。
2．店頭管理銘柄の登録期間の短縮	・ 本協会が定める店頭管理銘柄の登録期間は、当該店頭管理銘柄を登録した日から起算して<u>1か月</u>を限度とする。	・ 下線部が変更箇所。現行は、6か月を限度としている。
3．見直しの時期	・ この見直しは、本年9月中を目途に実施する。	・ この改正の施行日において、現に店頭管理銘柄として登録されている銘柄の登録期間については、従前のとおり（6か月を限度）とする。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

募集期間：平成 16 年 8 月 23 日から平成 16 年 9 月 6 日 17：00 まで

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町 1 - 5 - 8
日本証券業協会総務部総務グループ 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

（注）住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。

本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 店頭市場部 市場企画グループ（Tel：03 - 3667 - 8459）